

北海道がん・生殖医療ネットワーク設置要綱

(目 的)

第1条 北海道がん・生殖医療ネットワーク（以下、ネットワークという。）は、令和3年3月23日付け健発0323第6号厚生労働省健康局長通知「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施について」第5に規定する「がん・生殖医療連携ネットワーク」として、がんや難病の原疾患治療施設及び妊孕性温存療法実施医療機関並びに北海道が連携し、小児・AYA世代のがん患者等が、適切に妊孕性温存療法を知り、希望した場合に速やかに、かつ適切な妊孕性温存療法を受けることができる体制の構築及び関係者が連携した相談支援体制の確保等を目的に設置する。

(ネットワークの構成)

第2条 本ネットワークは、妊孕性温存療法実施医療機関（知事が指定した指定医療機関）、がんや難病の原疾患治療施設及び北海道により構成する。

(所掌事項)

第3条 本ネットワークは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を行う。

- 一 がん及び難病の原疾患治療医と生殖医療専門医に係る医療連携の促進
- 二 患者に対するがん・生殖医療に係る相談支援体制の確保に関する検討
- 三 医療従事者等を対象としたがん・生殖医療に関する研修会の開催
- 四 がん・生殖医療に関する普及啓発及び情報提供の促進
- 五 北海道小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の円滑な実施のため必要な事項の検討
- 六 前各号に掲げるもののほか、本ネットワークの目的を達成するために必要な事項

(ネットワーク会議の設置)

第4条 本ネットワークの運営にあたり必要な事項を協議するため、北海道がん・生殖医療ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議という。）を設置する。

(ネットワーク会議の構成)

第5条 本ネットワーク会議は次の医療機関で構成する。

- ・ 妊孕性温存療法実施医療機関（知事が指定した指定医療機関）
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院
- ・ 小児がん連携拠点病院
- ・ 難病診療連携拠点病院
- ・ その他協議のために必要な医療機関

(事務局)

第6条 本ネットワークの事務局を北海道保健福祉部健康安全局地域保健課に置く。

附 則

この規程は令和3年4月1日より施行する。

【北海道がん・生殖医療ネットワーク会議構成医療機関一覧】

○妊孕性温存療法実施医療機関

- ・札幌医科大学附属病院
- ・医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
- ・J A北海道厚生連 札幌厚生病院
- ・国家公務員共済組合連合会 斗南病院
- ・医療法人社団 神谷レディースクリニック
- ・北海道大学病院
- ・KKR 札幌医療センター
- ・旭川医科大学病院

○小児がん拠点病院

- ・北海道大学病院

○都道府県がん診療連携拠点病院

- ・独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター

○北海道難病診療連携拠点病院

- ・独立行政法人国立病院機構北海道医療センター

(令和7年3月12日現在)